

# 宮崎県公

平成21年12月18日(金曜日)号外 第 83 号

発 行 宮

印刷 宮崎市高洲町222番地 合資会社愛文社印刷所

発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000 円

次 目

○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (行政経営課) 2

○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の

一部を改正する条例……………… ( / / ) 3

○宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例……(医療薬務課)24

○公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償

# 本号で公布された条例のあらまし

頁

- ◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)
  - 1 改正の理由及び主な内容

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、船員保険法が一部改正されることに伴い、船員を条例の対象とする必要 があるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年1月1日から施行することとしました。

- ◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例(条例第51号)
  - 1 改正の理由及び主な内容

消費者安全法の施行に伴い、宮崎県消費生活センター等の設置目的について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)
  - 1 改正の理由及び主な内容

宮崎市と清武町、小林市と野尻町が合併することに伴い、関係規定の整備を行うとともに、農事組合法人の成立に係る届出 の受理など知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に移譲するため、所要の改正を行うこととしま した。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例(条例第53号)
  - 1 制定の理由及び主な内容

大規模地震等の災害時における適切な医療提供体制の維持を図るため、宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金を設置すること としました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)
  - 1 改正の理由及び主な内容

県民の安全で平穏な生活を確保することを目的として、現行条例では規制できない新たな形態の客引き行為の規制等を行う ため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第50号

# 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (職員) (職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の 委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その 他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員並びにその他の非常勤の 職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第 274号)第 1条に規定する職員を除く。) で次の各号に掲げる者以外の者を いう。

- (1) [略]
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく船員保険の被 保険者
- (3) [略]

(この条例に定めがない事項)

第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項につい 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項につい ては、法第3章 (第24条、第25条、第39条の2、第45条<u>第46条</u> 及び第46条の2(船員である職員に関する部分に限る。)を除く 。)の規定の例による。

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の 委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その 他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員並びにその他の非常勤の 職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第 274号)第 1条に規定する職員を除く。) で次の各号に掲げる者以外の者を いう。

(1) [略]

(2) [略]

(この条例に定めがない事項)

ては、法第3章 (第24条、第25条、第39条の2、第45条及び第46 条を除く。)の規定の例による。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の 事由について雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定による保険給付であって、この条例による改 正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による補償に相当するも のを受ける場合には、当該者には改正後の条例の規定による補償は行わない。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 宮崎県条例第51号

附則

# 公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前							改正後								
別表第1(第	別表第1 (第2条関係)				別	表第1	(第2条	:関係)								
名	称	設	置	目	的	位	置		名	称	設	置	目	的	位	置
[略]									[用	各]						
宮崎県消費	生	住民の	消費生	活に関	する苦	[略]			宮崎県	<b>県消費生</b>	消費者	安全法	(平成	21年法	[略]	
活センター	-	情相談	、研修	及び商	i品展示				活セン	ンター	律第50	号)第	10条に	規定す		
宮崎県都場	战地	のため	の施設	<u> </u>					宮崎県	<b>具都城地</b>	る消費	生活セ	ンター			
方消費生活	らセ								方消費	貴生活セ						
ンター									ンター	_						
宮崎県延岡	引地								宮崎県	<b></b> 具延岡地						
方消費生活	らセ								方消費	貴生活セ						
ンター									ンター	_						
[略]									[用	各]						

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 宮崎県条例第52号

## 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正行	後の欄に掲げる	規定は	こ下線で示すように改立	Eする。	
改正前				改正後	
別表 (第2条関係)		別	表 (第2条関係)		
事務	市町村		事	務	市町村
[略]			[略]		
1の4 火薬類取締法(昭和25年法律第 149号	宮崎市、都		1の4 火薬類取締治	法(昭和25年法律第 149号	宮崎市、都
)による次の事務(火薬類のうち煙火の消費	城市、延岡		)による次の事務	(火薬類のうち煙火の消費	城市、延岡
に係るものに限る。)	市、小林市		に係るものに限る。	)	市、小林市
(1) 第25条第1項の規定による許可に関す	、えびの市		(1) 第25条第1項	頁の規定による許可に関す	、えびの市
ること。	<u>、清武町</u> 、		ること。		、綾町、高
(2) 第25条第3項の規定による許可の取消	綾町、高鍋		(2) 第25条第3項	頁の規定による許可の取消	鍋町、西米
しに関すること。	町、西米良		しに関すること。		良村、木城
(3) 第43条第1項の規定による立入検査等	村、木城町		(3) 第43条第1項	頁の規定による立入検査等	町、川南町
に関すること。	、川南町及		に関すること。		及び椎葉村
(4) 第45条の規定による緊急措置に関する こと。	び椎葉村		(4) 第45条の規定 こと。	定による緊急措置に関する	
(5) 第46条第2項の規定による報告の徴収			(5) 第46条第2項	頁の規定による報告の徴収	
に関すること。			に関すること。		
			(6) 第47条の規定	定による指示に関すること	
0			0		
(7) 第52条第1項の規定による意見の聴取			(7) 第52条第1項	頁の規定による意見の聴取	
に関すること。			に関すること。		
(8) 第52条第2項の規定による通報に関す			(8) 第52条第2項	頁の規定による通報に関す	
ること。			ること。		
[略]			[略]		
1の6 地方自治法による次の事務	宮崎市、都		1の6 地方自治法に	こよる次の事務	宮崎市、都
(1) 第 260条第1項の規定による届出の受	城市、延岡		(1) 第 260条第 1	L 項の規定による届出の受	城市、延岡
理に関すること。	市、日南市		理に関すること。		市、日南市
(2) 第 260条第2項の規定による告示に関	、小林市、		(2) 第 260条第 2	2項の規定による告示に関	、小林市、
すること。	日向市、串		すること。		日向市、串
	間市、西都				間市、西都
	市、えびの				市、えびの
	市、清武町				市、三股町
	、三股町、				、国富町、
	国富町、綾				綾町、高鍋
	町、高鍋町				町、木城町
	、木城町、				、川南町及
	川南町及び				び都農町
	都農町				
[略]			[略]		
2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	各市町村			守猟の適正化に関する法律	各市町村
(平成14年法律第88号)による次の事務			(平成14年法律第8	8号)による次の事務	
(1)~(5) [略]			(1)~(5) [略]		
(6) <u>第9条第12項</u> の規定による鳥獣の捕獲			(6) <u>第9条第13項</u>	夏の規定による鳥獣の捕獲	
等の許可を受けた者からの捕獲等の報告(			等の許可を受けた	c者からの捕獲等の報告 (	
(1)の事務に係るものに限る。)の受理に			(1)の事務に係る	るものに限る。)の受理に	

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	) 5	 5 呵	宗 :	ム	<b>羊</b> 区	
関すること。		関す	ること。			
(7)~(13) [略]		(7)~	(13) [	[略]		
2の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	宮崎市、都	202	鳥獣の保	!護及び	が狩猟の適正化に関する	宮崎市、都
法律による次の事務	城市、日南	法律に	よる次の	事務		城市、日南
(1) 次に掲げる場合における第9条第1項	市、小林市	(1)	次に掲げ	でる場合	合における第9条第1項	市、小林市
の規定による許可に関すること。	、日向市、	の規	足による	許可に	こ関すること。	、日向市、
ア 鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他	えびの市 <u>、</u>	ア	鳥獣又は	鳥類の	)卵であって傷病その他	えびの市、
の理由により緊急に保護を要するものの	<u>清武町</u> 、三	0)	理由によ	り緊急	息に保護を要するものの	三股町、高
捕獲又は採取をしようとする場合	股町、高原	捕	i獲又は採	取をし	しようとする場合	原町、新富
イ 飼養の目的でメジロの捕獲をしようと	町、野尻町	イ	飼養の目	的でメ	バジロの捕獲をしようと	町、西米良
する場合	、新富町、	す	る場合			村、木城町
(2) 第9条第7項の規定による許可証((	西米良村、	(2)	第9条第	7項の	)規定による許可証 ((	、川南町、
1) の事務に係るものに限る。以下この項	木城町、川	1)	の事務に	係るも	のに限る。以下この項	諸塚村、椎
において同じ。)の交付に関すること。	南町、諸塚	にお	いて同じ	(, ) 0	)交付に関すること。	葉村及び日
(3) 第9条第8項の規定による従事者証(	村、椎葉村	(3)	第9条第	8項の	)規定による従事者証 (	之影町
(1)の事務に係るものに限る。以下この項	及び日之影	(1)	の事務に	係るも	のに限る。以下この項	
において同じ。)の交付に関すること。	町	にお	いて同じ	( ) 0	)交付に関すること。	
(4) 第9条第9項の規定による許可証及び		(4)	第9条第	9項の	)規定による許可証及び	
従事者証の再交付に関すること。		従事	者証の再	交付に	こ関すること。	
(5) 第9条第11項の規定による許可証及び		(5)	第9条第	311項の	規定による許可証及び	
従事者証の返納の受理に関すること。		従事	「者証の返	熱の受	<b>を理に関すること。</b>	
(6) 第9条第13項の規定による報告((1)		(6)	第9条第	313項の	)規定による報告((1)	
の事務に係るものに限る。)の受理に関す		の事	務に係る	ものに	に限る。) の受理に関す	
ること。		るこ	と。			
(7) 第19条第3項の規定による登録票(傷		(7)	第19条第	3項の	対定による登録票(傷	
病により保護を要する鳥獣に係るものに限		病に	より保護	を要す	る鳥獣に係るものに限	
る。以下この項において同じ。)の交付に		る。	以下この	項にお	らいて同じ。) の交付に	
関すること。		関す	ること。			
(8) 第19条第5項の規定による更新(傷病		(8)	第19条第	5 項 の	対定による更新(傷病	
により保護を要する鳥獣に係るものに限る		によ	り保護を	要する	ら鳥獣に係るものに限る	
。)に関すること。		。)	に関する	こと。		
(9) 第19条第6項の規定による登録票の再		(9)	第19条第	6項の	規定による登録票の再	
交付に関すること。		交付	上に関する	こと。		
(10) 第20条第3項の規定による届出(傷病		(10)	第20条第	3項の	)規定による届出 (傷病	
により保護を要する鳥獣に係るものに限る		によ	り保護を	要する	ら鳥獣に係るものに限る	
。)の受理に関すること。		。)	の受理に	関する	らこと。	
(11) 第21条第1項の規定による登録票の返		(11)	第21条第	1項の	規定による登録票の返	
納の受理に関すること。		納の	受理に関	するこ	こと。	
(12) 第75条第1項の規定による報告の徴収		(12)	第75条第	1項の	規定による報告の徴収	
((1)の事務に係るものに限る。)に関す		((	1)の事務	に係る	らものに限る。) に関す	
ること。		るこ	と。			
(13) 第75条第3項の規定による立入検査(		(13)	第75条第	3項の	)規定による立入検査(	
(1)及び(7)の事務に係るものに限る。)		(1)	及び(7)	の事務	8に係るものに限る。)	
に関すること。		に関	すること	. 0		
2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	都城市、日	203	鳥獣の保	装渡及び	が狩猟の適正化に関する	都城市、日
法律による次の事務	南市、小林	法律に	よる次の	事務		南市、小林
(1) 第24条第1項の規定による許可に関す	市、えびの	(1)	第24条第	1項の	)規定による許可に関す	市、えびの
ること。	市、高原町	るこ	と。			市、高原町
(2) 第24条第5項の規定による販売許可証	<u>、野尻町</u> 、	(2)	第24条第	55項の	)規定による販売許可証	、新富町、
の交付に関すること。	新富町、西	の交	で付に関す	ること	• 0	西米良村、
(3) 第24条第6項の規定による販売許可証	米良村、木	(3)	第24条第	6項の	)規定による販売許可証	木城町、諸
の再交付に関すること。	城町、諸塚	の再	交付に関	するこ	こと。	塚村及び日
(4) 第24条第8項の規定による販売許可証	村及び日之	(4)	第24条第	8項の	)規定による販売許可証	之影町
の返納の受理に関すること。	影町	の返	<b>薬納の受理</b>	に関す	ること。	

		<b>ホ ム</b> -	FIX	一	, 92 00 .2
	(5) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。) に関す			(5) 第75条第1項の規定による報告の徴収 ((1)の事務に係るものに限る。) に関す	
	ること。			ること。	
	(6) 第75条第3項の規定による立入検査(			(6) 第75条第3項の規定による立入検査(	
	(1)の事務に係るものに限る。) に関する			(1)の事務に係るものに限る。) に関する	
	こと。			こと。	
	3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	各市町村	1	3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	各市町村
	施行規則(平成14年環境省令第28号)による			施行規則(平成14年環境省令第28号)による	
	次の事務			次の事務	
	(1) 第7条第10項の規定による許可証の交			(1) 第7条第11項の規定による許可証の交	
	付を受けた者からの住所等の変更の届出の			付を受けた者からの住所等の変更の届出の	
	受理に関すること。			受理に関すること。	
	(2) <u>第7条第11項</u> の規定による従事者証の			(2) <u>第7条第12項</u> の規定による従事者証の	
	交付を受けた者に係る住所及び氏名の変更			交付を受けた者に係る住所及び氏名の変更	
	の届出の受理に関すること。			の届出の受理に関すること。	
	(3) <u>第7条第12項</u> の規定による許可証の亡			(3) <u>第7条第13項</u> の規定による許可証の亡	
	失の届出の受理に関すること。			失の届出の受理に関すること。	
	(4) <u>第7条第13項</u> の規定による従事者証の			(4) <u>第7条第14項</u> の規定による従事者証の	
	亡失の届出の受理に関すること。			亡失の届出の受理に関すること。	
	(5)・(6) [略]			(5)・(6) [略]	
	3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	都城市、日		3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	都城市、日
	法律施行規則による次の事務	南市、小林		法律施行規則による次の事務	南市、小林
	(1) 第24条第5項の規定による販売許可証	市、えびの		(1) 第24条第5項の規定による販売許可証	市、えびの
	の交付を受けた者からの住所等の変更の届	市、高原町		の交付を受けた者からの住所等の変更の届	市、高原町
	出の受理に関すること。	、野尻町、		出の受理に関すること。	、新富町、
	(2) 第24条第6項の規定による販売許可証	新富町、西		(2) 第24条第6項の規定による販売許可証	西米良村、
	の亡失の届出の受理に関すること。	米良村、木		の亡失の届出の受理に関すること。	木城町、諸
	のこ人の周田の文芸に関すること。	城町、諸塚		の世代の周囲の文字に内すること	塚村及び日
		村及び日之			之影町
		影町			之 泉 / H ]
	[略]	おという	-	「略]	
	8の2 保健師助産師看護師法施行令(昭和28	宮崎市及び	-	8の2 保健師助産師看護師法施行令(昭和28	宮崎市及び
	年政令第 386号) による次の事務	都城市		年政令第 386号)による次の事務	都城市
		41970(11)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113   113
	(1) <u>第1条第1項</u> の規定による申請の受理			(1) 第1条の3第1項の規定による申請の	
	に関すること。			受理に関すること。	
	(2) 第1条第2項の規定による申請の受理			(2) <u>第1条の3第2項</u> の規定による申請の	
	に関すること。			受理に関すること。	
	(3) 第3条第2項の規定による申請の受理			(3) 第3条第3項の規定による申請の受理	
	に関すること。			に関すること。	
	(4) <u>第3条第4項</u> の規定による申請の受理			(4) <u>第3条第5項</u> の規定による申請の受理	
	に関すること。			に関すること。	
	(5)~(16) [略]			(5)~(16) [略]	
	[略]	,	]	[略]	
	13の8 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号	宮崎市及び		13の8 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号	宮崎市及び
	)による次の事務	都城市		)による次の事務	都城市
	(1) <u>第1条</u> の規定による申請の受理に関す			(1) <u>第3条</u> の規定による申請の受理に関す	
	ること。			ること。	
	(2) <u>第3条第2項</u> の規定による申請の受理			(2) 第5条第2項の規定による申請の受理	
	に関すること。			に関すること。	
	(3) 第4条第1項の規定による申請の受理			(3) 第6条第1項の規定による申請の受理	
	に関すること。			に関すること。	
	(4) 第5条第2項の規定による申請の受理			(4) 第8条第2項の規定による申請の受理	
	に関すること。			に関すること。	
	(5) <u>第6条第2項</u> の規定による申請の受理			(5) 第 <u>9条第2項</u> の規定による申請の受理	
Ш	(3) <u>界り米界4頃</u> の規定による甲酮の <b>文</b> 理			(3) 衆3朱泉 4 切 切 成 正 による 甲 間 の 文 理	

に関すること。

- (6) 第6条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (7) 第7条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (8) 第7条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。

[略]

- 18の2 水道法(昭和32年法律第 177号)によ る次の事務
  - (1) 第36条第3項の規定による必要な措置 市、えびの の指示に関すること。 市、高原町
  - (2) 第37条の規定による給水停止命令(( 1) の事務に係るものに限る。) に関する
  - (3) 第39条第3項の規定による報告の徴収 及び立入検査に関すること。

[略]

18の4 母子保健法(昭和40年法律第 141号) 第18条の規定による届出の受理に関する事務

岡市、日南 市、日向市 、清武町、 野尻町、国 富町、綾町 、都農町、 門川町、諸 塚村、椎葉 村、美郷町 、高千穂町 、日之影町 及び五ヶ瀬

宮崎市及び

清武町

都城市、延

岡市、日向

、野尻町、

国富町、木

城町、門川

町及び美郷

都城市、延

「略]

- 19の2 農地法 (昭和27年法律第 229号) によ る次の事務
  - (1) 第3条第1項の規定による許可に関す ること。
  - (2) 第4条第1項の規定による許可(同一 の事業の目的に供するための2ヘクタール を超える農地の転用に係るもの及び2以上 の市町村の区域にわたる農地に係るものを 除く。) に関すること。
  - (3) 第4条第3項の規定による意見の聴取 ((2)の事務に係るものに限る。) に関す ること。
  - (4) 第5条第1項の規定による許可(同一 の事業の目的に供するための2ヘクタール を超える農地又はその農地と併せてする採 草放牧地の転用のための権利移動に係るも の及び2以上の市町村の区域にわたる農地 又は採草放牧地に係るものを除く。) に関 すること。
  - (5) 第5条第3項において準用する第4条 第3項の規定による意見の聴取((4)の事

に関すること。

- (6) 第9条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (7) 第10条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (8) 第10条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。

[略]

18の2 水道法 (昭和32年法律第 177号) によ る次の事務

(1) 第36条第3項の規定による必要な措置 の指示に関すること。

(2) 第37条の規定による給水停止命令(( 1) の事務に係るものに限る。) に関する

(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収

及び立入検査に関すること。

[略]

18の4 母子保健法(昭和40年法律第 141号) 第18条の規定による届出の受理に関する事務

岡市、日南 市、小林市 、目向市、 国富町、綾 町、都農町 、門川町、 諸塚村、椎 葉村、美郷 町、高千穂 町、日之影 町及び五ヶ 瀬町

都城市、延

岡市、日向

市、えびの

市、高原町

、国富町、

木城町、門

川町及び美

都城市、延

郷町

「略]

- 19の2 農地法 (昭和27年法律第 229号) によ 宮崎市 る次の事務
  - (1) 第3条第1項の規定による許可に関す
  - (2) 第4条第1項の規定による許可(同一 の事業の目的に供するための2ヘクタール を超える農地の転用に係るもの及び2以上 の市町村の区域にわたる農地に係るものを 除く。) に関すること。
  - (3) 第4条第3項の規定による意見の聴取 ((2)の事務に係るものに限る。) に関す ること。
  - (4) 第5条第1項の規定による許可(同一 の事業の目的に供するための2ヘクタール を超える農地又はその農地と併せてする採 草放牧地の転用のための権利移動に係るも の及び2以上の市町村の区域にわたる農地 又は採草放牧地に係るものを除く。) に関
  - (5) 第5条第3項において準用する第4条 第3項の規定による意見の聴取((4)の事

# **-6-**

務に係るものに限る。) に関すること。 (6) 第20条第1項の規定による許可に関す (7) 第20条第3項の規定による意見の聴取 に関すること。

- (8) 第82条第1項の規定による立入調査等 ((1)、(2)、(4)、(6)及び(12)の事務 に係るものに限る。) に関すること。
- (9) 第82条第3項の規定による通知又は公 示((8)の事務に係るものに限る。)に関 すること。
- (10) 第82条第5項の規定による損失の補償 ((8)の事務に係るものに限る。) に関す ること。
- (11) 第83条の規定による報告の徴収((1) 、(2)、(4)、(6)、(8)から(10)まで及 び(12)の事務に係るものに限る。) に関す ること。
- (12) 第83条の2の規定による違反転用に対 する処分 ((2)及び(4)の事務に係るもの に限る。) に関すること。

19の3 農業振興地域の整備に関する法律(昭 清武町 和44年法律第58号) による次の事務

- (1) 第15条の2第1項の規定による許可に 関すること。
- (2) 第15条の2第6項の規定による意見の 聴取に関すること。
- (3) 第15条の3の規定による監督処分に関 すること。
- (4) 第15条の4第1項の規定による勧告に 関すること。
- (5) 第15条の4第2項の規定による勧告等 の公表に関すること。

[略]

に関すること。

務に係るものに限る。) に関すること。

- (6) 第18条第1項の規定による許可に関す
- (7) 第18条第3項の規定による意見の聴取 に関すること。
- (8) 第49条第1項の規定による立入調査等 ((1)、(2)、(4)、(6)及び(12)の事務 に係るものに限る。) に関すること。
- (9) 第49条第3項の規定による通知又は公 示((8)の事務に係るものに限る。)に関 すること。
- (10) 第49条第5項の規定による損失の補償 ((8)の事務に係るものに限る。) に関す ること。
- (11) 第50条の規定による報告の徴収((1) 、(2)、(4)、(6)、(8)から(10)まで及 び(12)の事務に係るものに限る。) に関す ること。
- (12) 第51条第1項の規定による違反転用に 対する処分 ((2)及び(4)の事務に係るも のに限る。) に関すること。

19の3 農業振興地域の整備に関する法律(昭 宮崎市 和44年法律第58号) による次の事務

- (1) 第15条の2第1項の規定による許可に 関すること。
- (2) 第15条の2第6項の規定による意見の 聴取に関すること。
- (3) 第15条の3の規定による監督処分に関 すること。
- (4) 第15条の4第1項の規定による勧告に 関すること。
- (5) 第15条の4第2項の規定による勧告等 の公表に関すること。

第2条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

# 別表 (第2条関係) 市町村 務 「略] 1の4 火薬類取締法(昭和25年法律第 149号 宮崎市、都 )による次の事務(火薬類のうち煙火の消費 | 城市、延岡 に係るものに限る。) 市、小林市 (1) 第25条第1項の規定による許可に関す 、えびの市 ること。 、綾町、高 (2) 第25条第3項の規定による許可の取消 鍋町、西米 しに関すること。 良村、木城 (3) 第43条第1項の規定による立入検査等 町、川南町 に関すること。 及び椎葉村 (4) 第45条の規定による緊急措置に関する (5) 第46条第2項の規定による報告の徴収

改正前

# 別ā

LX 11.18	Č.	
条関係)		
事	務	市町村
火薬類取締法(昭和25年	E法律第 149号	宮崎市、都
る次の事務(火薬類のう	ち煙火の消費	城市、延岡
ものに限る。)		市、小林市
第25条第1項の規定によ	る許可に関す	、西都市、
. と。		えびの市、
第25条第3項の規定によ	る許可の取消	綾町、高鍋
関すること。		町、西米良
第43条第1項の規定によ	る立入検査等	村、木城町
<b>すること。</b>		、川南町 <u>、</u>
第45条の規定による緊急	措置に関する	<u>都農町</u> 及び
. 0		椎葉村
第46条第2項の規定によ	る報告の徴収	
<b>すること。</b>		
	条関係) 事  -	事 務  火薬類取締法(昭和25年法律第 149号 。る次の事務(火薬類のうち煙火の消費 ものに限る。) 第25条第1項の規定による許可に関す と。 第25条第3項の規定による許可の取消 に関すること。 第43条第1項の規定による立入検査等 引すること。 第45条の規定による緊急措置に関する 。 第46条第2項の規定による報告の徴収

改正後

# 宮 崎 県 公 報

			 	<b>ハ ム T</b> k		_
	(6) 第47条の規定による指示に関すること 。		(6)	第47条の規定による指示に関すること		
	(7) 第52条第1項の規定による意見の聴取		(7)	第52条第1項の規定による意見の聴取		
	に関すること。		に関	<b>引すること。</b>		
	(8) 第52条第2項の規定による通報に関す		(8)	第52条第2項の規定による通報に関す		
	ること。		るこ	こと。		
	1の5 地方自治法による次の事務	都城市、延	1の5	地方自治法による次の事務	都城市、延	
	(1) 第9条の5第1項の規定による届出の	岡市、日南	(1)	第9条の5第1項の規定による届出の	岡市、日南	
	受理に関すること。	市、小林市	受理	里に関すること。	市、小林市	
	(2) 第9条の5第2項の規定による告示に	、えびの市	(2)	第9条の5第2項の規定による告示に	、串間市、	
	関すること。	、三股町、	関す	「ること。	えびの市、	
		高鍋町、木			三股町、高	
		城町、川南			鍋町、木城	
		町及び都農			町、川南町	
	「略」	町	[略]		及び都農町	
	2の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	宮崎市、都		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	宮崎市、都	
	法律による次の事務	城市、日南		こよる次の事務	城市、日南	
	(1) 次に掲げる場合における第9条第1項	市、小林市		次に掲げる場合における第9条第1項	市、小林市	
	の規定による許可に関すること。	、日向市、	の規	見定による許可に関すること。	、日向市、	
	ア 鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他	えびの市、	ア	鳥獣又は鳥類の卵であって傷病その他	えびの市、	
	の理由により緊急に保護を要するものの	三股町、高	Ø,	)理由により緊急に保護を要するものの	三股町、高	
	捕獲又は採取をしようとする場合	原町、新富	捕	獲又は採取をしようとする場合	原町 <u>、綾町</u>	
	イ 飼養の目的でメジロの捕獲をしようと	町、西米良	イ	飼養の目的でメジロの捕獲をしようと	、新富町、	
	する場合	村、木城町	す	る場合	西米良村、	
	(2) 第9条第7項の規定による許可証((	、川南町、	(2)	第9条第7項の規定による許可証((	木城町、川	
	1) の事務に係るものに限る。以下この項	諸塚村、椎		の事務に係るものに限る。以下この項	南町、諸塚	
	において同じ。)の交付に関すること。	葉村及び日		3いて同じ。)の交付に関すること。	村、椎葉村	
	(3) 第9条第8項の規定による従事者証(	之影町		第9条第8項の規定による従事者証(	及び日之影	
	(1)の事務に係るものに限る。以下この項			)の事務に係るものに限る。以下この項	町	
	において同じ。) の交付に関すること。 (4) 第9条第9項の規定による許可証及び			おいて同じ。)の交付に関すること。 第9条第9項の規定による許可証及び		
	従事者証の再交付に関すること。		` ′	事者証の再交付に関すること。		
	(5) 第9条第11項の規定による許可証及び			第9条第11項の規定による許可証及び		
	従事者証の返納の受理に関すること。			手者証の返納の受理に関すること。		
	(6) 第9条第13項の規定による報告((1)			第9条第13項の規定による報告((1)		
	の事務に係るものに限る。) の受理に関す		の事	耳務に係るものに限る。) の受理に関す		
	ること。		るこ	こと。		
	(7) 第19条第3項の規定による登録票(傷		(7)	第19条第3項の規定による登録票(傷		
	病により保護を要する鳥獣に係るものに限		病に	こより保護を要する鳥獣に係るものに限		
	る。以下この項において同じ。)の交付に		る。	以下この項において同じ。) の交付に		
	関すること。		関す	すること。		
	(8) 第19条第5項の規定による更新(傷病		, ,	第19条第5項の規定による更新(傷病		
	により保護を要する鳥獣に係るものに限る			り保護を要する鳥獣に係るものに限る		
	。) に関すること。 (0) ************************************			に関すること。		
	(9) 第19条第6項の規定による登録票の再			第19条第6項の規定による登録票の再		
	交付に関すること。 (10) 第20条第3項の担党による民央(復奏			†に関すること。 - 第20冬第3項の担 <i>字に</i> トス屋里 <i>(</i> 復寿)		
	(10) 第20条第3項の規定による届出(傷病により保護を要する鳥獣に係るものに限る			第20条第3項の規定による届出(傷病 い保護を要する鳥獣に係るものに限る		
	。)の受理に関すること。			の受理に関すること。		
	(11) 第21条第1項の規定による登録票の返		- /	第21条第1項の規定による登録票の返		
	納の受理に関すること。			)受理に関すること。		
	(12) 第75条第1項の規定による報告の徴収			第75条第1項の規定による報告の徴収		
	((1)の事務に係るものに限る。) に関す		((	1)の事務に係るものに限る。) に関す		
_	1					_

宮	県 :	公	轮	平成 21 年 12 月 18 日 (金曜日) <del>号</del> 9	下
ること。				ること。	
(13) 第75条第3項の規定による立入検査(				(13) 第75条第3項の規定による立入検査(	
(1)及び(7)の事務に係るものに限る。)				(1)及び(7)の事務に係るものに限る。)	
に関すること。				に関すること。	
2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	都城	市、日		2の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	宮崎市、都
法律による次の事務	南市	、小林		法律による次の事務	城市、日南
	市、	えびの		(1) 第24条第1項の規定による許可に関す	市、小林市
ること。		高原町		ること。	、えびの市
				(2) 第24条第5項の規定による販売許可証	、高原町 <u>、</u>
の交付に関すること。		良村、		の交付に関すること。	綾町、新富
(3) 第24条第6項の規定による販売許可証		町、諸		(3) 第24条第6項の規定による販売許可証	町、西米良
の再交付に関すること。		及び日		の再交付に関すること。	村、木城町
(4) 第24条第8項の規定による販売許可証					、諸塚村及
の返納の受理に関すること。	人家人	h-1		の返納の受理に関すること。	び日之影町
(5) 第75条第1項の規定による報告の徴収				(5) 第75条第1項の規定による報告の徴収	0 日之泉/町
((1)の事務に係るものに限る。) に関す				((1)の事務に係るものに限る。) に関す	
ること。 (6) 第75条第3項の規定による立入検査(				ること。 (6) 第75条第 2 項の担守に トス立 1 絵本 (	
				(6) 第75条第3項の規定による立入検査((1)の事務に係るものに限る。)に関する	
(1)の事務に係るものに限る。)に関する				( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
				こと。 「mt ]	
[略]	-bre t b		4	[略]	alada I.a. day
3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する		市、日		3の2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する	<u>宮崎市、</u> 都
法律施行規則による次の事務		、小林		法律施行規則による次の事務	城市、日南
(1) 第24条第5項の規定による販売許可証	1	えびの		(1) 第24条第5項の規定による販売許可証	市、小林市
の交付を受けた者からの住所等の変更の届		高原町		の交付を受けた者からの住所等の変更の届	、えびの市
出の受理に関すること。		富町、		出の受理に関すること。	、高原町 <u>、</u>
(2) 第24条第6項の規定による販売許可証		良村、		(2) 第24条第6項の規定による販売許可証	<u>綾町</u> 、新富
の亡失の届出の受理に関すること。		町、諸		の亡失の届出の受理に関すること。	町、西米良
		及び日			村、木城町
	之影	町			、諸塚村及
			4		び日之影町
3の3 温泉法(昭和23年法律第 125号)によ	宮崎	市		3の3 温泉法(昭和23年法律第 125号)によ	宮崎市
る次の事務				る次の事務	
(1) [略]				(1) [略]	
(2) 第5条第2項(第11条第2項において				(2) 第5条第2項(第11条第2項 <u>及び第3</u>	
準用する場合を含む。) の規定による申請				<u>項</u> において準用する場合を含む。)の規定	
の受理に関すること。				による申請の受理に関すること。	
(3) 第6条第1項(第11条第2項において				(3) 第6条第1項(第11条第2項 <u>及び第3</u>	
準用する場合を含む。)の規定による申請				<u>項</u> において準用する場合を含む。)の規定	
の受理に関すること。				による <u>承認の</u> 申請の受理に関すること。	
(4) 第7条第1項(第11条第2項において				(4) 第7条第1項(第11条第2項 <u>及び第3</u>	
準用する場合を含む。)の規定による申請				<u>項</u> において準用する場合を含む。) の規定	
の受理に関すること。				による申請の受理に関すること。	
				(5) 第7条の2第1項(第11条第2項にお	
				いて準用する場合を含む。)の規定による	
				申請の受理に関すること。	
(5) 第8条第1項(第11条第2項において				<u>(6)</u> 第8条第1項(第11条第2項 <u>及び第3</u>	
準用する場合を含む。)の規定による届出				<u>項</u> において準用する場合を含む。) の規定	
の受理に関すること。				による届出の受理に関すること。	
(6) [略]				<u>(7)</u> [略]	
				(8) 第14条の2第1項の規定による申請の	
				受理に関すること。	
				申請の受理に関すること。	

# 宮 崎 県 公 報

			(10) 第14条の4第1項の規定による申請の	
			受理に関すること。	
			(11) 第14条の5第1項の規定による確認の	
			申請の受理に関すること。	
			(12) 第14条の6第2項の規定による届出の	
			受理に関すること。	
			(13) 第14条の7第1項の規定による申請の	
			受理に関すること。	
			(14) 第14条の8第1項の規定による届出の	
			受理に関すること。	
(7) (0) [mb]				
<u>(7)</u> ~ <u>(9)</u> [略]			$(15)$ $\sim$ $(17)$ [略]	
[略]			[略]	
4 自然公園法(昭和32年法律第 161号)によ	各市町村(		4 自然公園法(昭和32年法律第 161号)によ	各市町村(
る次の事務(国定公園に係るものに限る。)	日向市を除		る次の事務(国定公園に係るものに限る。)	宮崎市及び
(1) 第10条第3項の規定による公園事業の	⟨∘⟩		(1) 第10条第3項の規定による公園事業の	日向市を除
執行の認可の申請の受理に関すること。			執行の認可の申請の受理に関すること。	⟨∘⟩
(2) 第13条第3項の規定による特別地域内			(2) 第13条第3項の規定による特別地域内	
における行為の許可の申請の受理に関する			における行為の許可の申請の受理に関する	
こと。			こと。	
(3) 第14条第3項の規定による特別保護地			(3) 第14条第3項の規定による特別保護地	
区内における行為の許可の申請の受理に関			, , ,	
			区内における行為の許可の申請の受理に関	
すること。			すること。	
(4) 第24条第3項の規定による海中公園地			(4) 第24条第3項の規定による海中公園地	
区内における行為の許可の申請の受理に関			区内における行為の許可の申請の受理に関	
すること。			すること。	
(5) 第26条第1項の規定による普通地域内			(5) 第26条第1項の規定による普通地域内	
における行為の届出の受理に関すること。			における行為の届出の受理に関すること。	
4の2 自然公園法による次の事務(国定公園	日向市		4の2 自然公園法による次の事務(国定公園	宮崎市及び
に係るものに限る。)			に係るものに限る。)	日向市
(1) 第10条第2項の規定による公園事業の			(1) 第10条第2項の規定による公園事業の	
執行の協議に関すること。			執行の協議に関すること。	
(2) 第10条第3項の規定による公園事業の			(2) 第10条第3項の規定による公園事業の	
執行の認可に関すること。			執行の認可に関すること。	
(3) 第13条第3項の規定による特別地域内			(3) 第13条第3項の規定による特別地域内	
における行為の許可に関すること。				
, ,, , = ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,			における行為の許可に関すること。	
(4) 第13条第6項の規定による特別地域内			(4) 第13条第6項の規定による特別地域内	
における行為の届出の受理に関すること。			における行為の届出の受理に関すること。	
(5) 第13条第7項の規定による特別地域内			(5) 第13条第7項の規定による特別地域内	
における緊急措置の行為の届出の受理に関			における緊急措置の行為の届出の受理に関	
すること。			すること。	
(6) 第13条第8項の規定による特別地域内			(6) 第13条第8項の規定による特別地域内	
における木竹の植栽等の届出の受理に関す			における木竹の植栽等の届出の受理に関す	
ること。			ること。	
(7) 第14条第3項の規定による特別保護地			(7) 第14条第3項の規定による特別保護地	
区内における行為の許可に関すること。			区内における行為の許可に関すること。	
(8) 第14条第6項の規定による特別保護地			(8) 第14条第6項の規定による特別保護地	
区内における行為の届出の受理に関するこ			区内における行為の届出の受理に関するこ	
<b>と</b> 。				
			と。 (0) 始14条約7百の担告2~トフ胜即促業地	
(9) 第14条第7項の規定による特別保護地			(9) 第14条第7項の規定による特別保護地	
区内における緊急措置の行為の届出の受理			区内における緊急措置の行為の届出の受理	
に関すること。			に関すること。	
(10) 第24条第3項の規定による海中公園地			(10) 第24条第3項の規定による海中公園地	
区内における行為の許可に関すること。			区内における行為の許可に関すること。	
(11) 第24条第6項の規定による海中公園地			(11) 第24条第6項の規定による海中公園地	

区内における行為の届出の受理に関するこ

- (12) 第24条第7項の規定による海中公園地 区内における緊急措置の行為の届出の受理 に関すること。
- (13) 第25条の規定による条件の付加((3) 、(7)及び(10)の事務に係るものに限る。 ) に関すること。
- (14) 第26条第1項の規定による普通地域内 における行為の届出の受理に関すること。
- (15) 第26条第2項の規定による措置命令に 関すること。
- (16) 第26条第4項の規定による期間の延長 及び通知に関すること。
- (17) 第26条第6項の規定による期間の短縮 に関すること。
- (18) 第27条第1項の規定による措置命令( (3)、(7)、(10)、(13)及び(15)の事務に 係るものに限る。) に関すること。
- (19) 第27条第2項の規定による原状回復等 及び公告に関すること。
- (20) 第28条第1項の規定による報告の徴収 ((3)、(7)、(10)及び(15)の事務に係る ものに限る。) に関すること。
- (21) 第28条第2項の規定による立入検査等 ((3)、(7)、(10)、(15)、(18)及び(19) の事務に係るものに限る。) に関すること
- (22) 第56条第1項の規定による国が行う行 為についての国との協議に関すること。
- (23) 第56条第3項の規定による国からの通 知の受理に関すること。
- (24) 第56条第4項の規定による風景保護の ために執るべき措置についての国との協議 に関すること。
- 4の3 自然公園法施行令(昭和32年政令第2 目向市 98号) による次の事務 (国定公園に係るもの に限る。)
  - (1) 第17条において準用する第4条第2項 (第6条第2項において準用する場合を含 む。) の規定による施設の供用の期日の延 期に関すること。
  - (2) 第17条において準用する第5条の規定 による管理又は経営方法の届出の受理に関 すること。
  - (3) 第17条において準用する第6条第1項 の規定による施設の変更等の承認に関する こと。
  - (4) 第17条において準用する第7条の規定 による公園事業の休止及び廃止の承認に関 すること。
  - (5) 第17条において準用する第8条第1項 の規定による地位の承継の承認に関するこ と。

区内における行為の届出の受理に関するこ

- (12) 第24条第7項の規定による海中公園地 区内における緊急措置の行為の届出の受理 に関すること。
- (13) 第25条の規定による条件の付加((3) 、(7)及び(10)の事務に係るものに限る。 ) に関すること。
- (14) 第26条第1項の規定による普通地域内 における行為の届出の受理に関すること。
- (15) 第26条第2項の規定による措置命令に 関すること。
- (16) 第26条第4項の規定による期間の延長 及び通知に関すること。
- (17) 第26条第6項の規定による期間の短縮 に関すること。
- (18) 第27条第1項の規定による措置命令( (3)、(7)、(10)、(13)及び(15)の事務に 係るものに限る。) に関すること。
- (19) 第27条第2項の規定による原状回復等 及び公告に関すること。
- (20) 第28条第1項の規定による報告の徴収 ((3)、(7)、(10)及び(15)の事務に係る ものに限る。) に関すること。
- (21) 第28条第2項の規定による立入検査等 ((3)、(7)、(10)、(15)、(18)及び(19) の事務に係るものに限る。) に関すること
- (22) 第56条第1項の規定による国が行う行 為についての国との協議に関すること。
- (23) 第56条第3項の規定による国からの通 知の受理に関すること。
- (24) 第56条第4項の規定による風景保護の ために執るべき措置についての国との協議 に関すること。

4の3 自然公園法施行令(昭和32年政令第2 宮崎市及び 98号)による次の事務(国定公園に係るもの 目向市 に限る。)

(1) 第17条において準用する第4条第2項 (第6条第2項において準用する場合を含 む。) の規定による施設の供用の期日の延 期に関すること。

- (2) 第17条において準用する第5条の規定 による管理又は経営方法の届出の受理に関 すること。
- (3) 第17条において準用する第6条第1項 の規定による施設の変更等の承認に関する こと。
- (4) 第17条において準用する第7条の規定 による公園事業の休止及び廃止の承認に関 すること。
- (5) 第17条において準用する第8条第1項 の規定による地位の承継の承認に関するこ と。

- (6) 第17条において準用する第9条の規定 による条件の付加に関すること。
- (7) 第17条において準用する第11条の規定 による地位の承継の届出の受理に関するこ
- (8) 第17条において準用する第12条第1項 の規定による公園事業の執行に係る報告の 徴収及び立入検査に関すること。
- (9) 第17条において準用する第13条の規定 による公園事業に係る改善命令に関するこ
- (10) 第17条において準用する第14条第2項 の規定による公園事業の執行の認可の取消 しに関すること。
- (11) 第17条において準用する第15条の規定 による措置命令に関すること。
- (12) 第17条において準用する第16条におい て準用する第4条第2項(第6条第2項に おいて準用する場合を含む。) の規定によ る施設の供用の期日の延期に関すること。
- (13) 第17条において準用する第16条におい て準用する第5条の規定による管理又は経 営方法の届出の受理に関すること。
- (14) 第17条において準用する第16条におい て準用する第6条第1項の規定による施設 の変更等の協議及び同意に関すること。
- (15) 第17条において準用する第16条におい て準用する第7条の規定による公園事業の 休止及び廃止の届出の受理に関すること。
- (16) 第17条において準用する第16条におい て準用する第8条第1項の規定による地位 の承継の届出の受理に関すること。
- (17) 第17条において準用する第16条におい て準用する第11条の規定による地位の承継 の届出の受理に関すること。
- (18) 第17条において準用する第16条におい て準用する第12条第1項の規定による公園 事業の執行に係る報告の徴収及び立入検査 に関すること。
- 5 宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条 各市町村 例第12号) による次の事務
  - (1) 第7条第3項の規定による公園事業の 執行の認可の申請の受理に関すること。
  - (2) 第11条第4項の規定による特別地域内 における行為の許可の申請の受理に関する こと。
  - (3) 第22条第1項の規定による普通地域内 における行為の届出の受理に関すること。

- (6) 第17条において準用する第9条の規定 による条件の付加に関すること。
- (7) 第17条において準用する第11条の規定 による地位の承継の届出の受理に関するこ
- (8) 第17条において準用する第12条第1項 の規定による公園事業の執行に係る報告の 徴収及び立入検査に関すること。
- (9) 第17条において準用する第13条の規定 による公園事業に係る改善命令に関するこ
- (10) 第17条において準用する第14条第2項 の規定による公園事業の執行の認可の取消 しに関すること。
- (11) 第17条において準用する第15条の規定 による措置命令に関すること。
- (12) 第17条において準用する第16条におい て準用する第4条第2項(第6条第2項に おいて準用する場合を含む。) の規定によ る施設の供用の期日の延期に関すること。
- (13) 第17条において準用する第16条におい て準用する第5条の規定による管理又は経 営方法の届出の受理に関すること。
- (14) 第17条において準用する第16条におい て準用する第6条第1項の規定による施設 の変更等の協議及び同意に関すること。
- (15) 第17条において準用する第16条におい て準用する第7条の規定による公園事業の 休止及び廃止の届出の受理に関すること。
- (16) 第17条において準用する第16条におい て準用する第8条第1項の規定による地位 の承継の届出の受理に関すること。
- (17) 第17条において準用する第16条におい て準用する第11条の規定による地位の承継 の届出の受理に関すること。
- (18) 第17条において準用する第16条におい て準用する第12条第1項の規定による公園 事業の執行に係る報告の徴収及び立入検査 に関すること。

5 宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条 | 各市町村\_( 例第12号) による次の事務

(1) 第7条第3項の規定による公園事業の 執行の認可の申請の受理に関すること。

(2) 第11条第4項の規定による特別地域内 における行為の許可の申請の受理に関する こと。

(3) 第22条第1項の規定による普通地域内 における行為の届出の受理に関すること。

(1) 第7条第2項の規定による協議及び同

意に関すること。

(2) 第7条第3項の規定による認可に関す ること。

(3) 第11条第4項の規定による許可に関す

宮崎市を除 く。)

- 5の2 宮崎県立自然公園条例による次の事務 宮崎市

宮崎り	県	公	幸	Ž	平成 21 年 12 月 18 日(金曜日)号外	、第 83 号
					<u>ること。</u>	
					(4) 第11条第5項の規定による届出の受理	
					<u>に関すること。</u>	
					(5) 第11条第6項の規定による届出の受理	
					<u>に関すること。</u>	
					(6) 第11条第7項の規定による届出の受理	
					に関すること。	
					(7) 第12条の規定による条件の付加に関す	
					<u>ること。</u>	
					(8) 第22条第1項の規定による届出の受理	
					に関すること。 (0)	
					(9) 第22条第2項の規定による措置命令に 関すること。	
					(10) 第22条第4項の規定による期間の延長	
					及び通知に関すること。	
					(11) 第22条第6項の規定による期間の短縮	
					に関すること。	
					(12) 第23条第1項の規定による措置命令に	
					関すること。	
					(13) 第23条第2項の規定による原状回復等	
					及び公示に関すること。	
					(14) 第24条第1項の規定による報告の徴収	
					<u>に関すること。</u>	
					(15) 第24条第2項の規定による立入検査等	
					に関すること。	
						宮崎市
Control 2					規則による事務で別に規則で定めるもの	
[略]	1217 .	T +44	7 N			会版 + ***
6の4 入会林野等に係る権利関係の近代化の 助長に関する法律(昭和41年法律第 126号)		城市及 南市	0,		6の4 入会林野等に係る権利関係の近代化の 助長に関する法律(昭和41年法律第 126号)	<u>宮崎市、</u> 都 城市及び日
切式に関する法律(昭和41年法律第 120 名) による次の事務		判				南市
(1) 第3条の規定による認可に関すること					(1) 第3条の規定による認可に関すること	LET IT
					0	
(2) 第6条第1項(第9条第4項において					(2) 第6条第1項(第9条第4項において	
準用する場合を含む。)の規定による入会					準用する場合を含む。)の規定による入会	
林野整備計画の適否の決定及び通知に関す					林野整備計画の適否の決定及び通知に関す	
ること。					ること。	
(3) 第6条第3項(第9条第4項において					(3) 第6条第3項(第9条第4項において	
準用する場合を含む。)の規定による意見					準用する場合を含む。)の規定による意見	
の聴取に関すること。					の聴取に関すること。	
(4) 第6条第4項の規定による公告及び縦					(4) 第6条第4項の規定による公告及び縦	
覧に関すること。					覧に関すること。	
(5) 第7条第1項の規定による異議の申出					(5) 第7条第1項の規定による異議の申出	
の受理に関すること。					の受理に関すること。	
(6) 第7条第2項の規定による協議をすべき旨の命令に関すること。					(6) 第7条第2項の規定による協議をすべき旨の命令に関すること。	
(7) 第7条第3項の規定による報告の受理					(7) 第7条第3項の規定による報告の受理	
に関すること。					に関すること。	
(8) 第8条第2項の規定による調停に関す					(8) 第8条第2項の規定による調停に関す	
32 E.					3c2.	
(9) 第8条第4項の規定による勧告に関す					(9) 第8条第4項の規定による勧告に関す	
ること。					ること。	
(10) 第9条第5項の規定による公告及び縦					(10) 第9条第5項の規定による公告及び縦	
覧、異議の申出の受理、協議をすべき旨の					覧、異議の申出の受理、協議をすべき旨の	

命令、報告の受理、調停並びに勧告に関す

- (11) 第9条第6項の規定による届出の受理 に関すること。
- (12) 第10条第1項の規定による申請の却下 に関すること。
- (13) 第10条第2項の規定による通知に関す ること。
- (14) 第11条第2項の規定による金銭の供託 に係る指示に関すること。
- (15) 第11条第2項ただし書の規定による届 出の受理に関すること。
- (16) 第11条第3項の規定による公告及び登 記所への書面の送付に関すること。
- (17) 第14条第1項(第23条第2項において 準用する場合を含む。) の規定による土地 の分割又は合併の手続に関すること。
- (18) 第14条第2項(第23条第2項において 準用する場合を含む。) の規定による登記 の嘱託に関すること。
- (19) 第14条第3項(第23条第2項において 準用する場合を含む。)の規定による届出 の受理及び登記の嘱託に関すること。
- (20) 第19条の規定による認可に関すること
- (21) 第22条第2項の規定による意見の聴取 に関すること。
- (22) 第22条第4項の規定による公告及び登 記所への書面の送付に関すること。
- 6の5 森林組合法 (昭和53年法律第36号) に 都城市及び よる次の事務(その地区が右欄の市町村の区 域内である生産森林組合に係るものに限る。

日南市

- (1) 第99条の10の規定による届出の受理に 関すること。
- (2) 第 100条第2項において準用する第61 条第2項の規定による認可に関すること。
- (3) 第 100条第2項において準用する第61 条第3項において準用する第78条第2項の 規定による報告の徴収に関すること。
- (4) 第 100条第2項において準用する第61 条第3項において準用する第80条第1項の 規定による通知に関すること。
- (5) 第100条第2項において準用する第61 条第3項において準用する第80条第2項後 段の規定による請求の受理に関すること。
- (6) 第 100条第2項において準用する第61 条第3項において準用する第80条第5項後 段において準用する同条第2項後段の規定 による請求の受理に関すること。
- (7) 第 100条第2項において準用する第61 条第4項の規定による届出の受理に関する こと。
- (8) 第100条第3項において準用する第78

命令、報告の受理、調停並びに勧告に関す ること。

- (11) 第9条第6項の規定による届出の受理 に関すること。
- (12) 第10条第1項の規定による申請の却下 に関すること。
- (13) 第10条第2項の規定による通知に関す ること。
- (14) 第11条第2項の規定による金銭の供託 に係る指示に関すること。
- (15) 第11条第2項ただし書の規定による届 出の受理に関すること。
- (16) 第11条第3項の規定による公告及び登 記所への書面の送付に関すること。
- (17) 第14条第1項(第23条第2項において 準用する場合を含む。) の規定による土地 の分割又は合併の手続に関すること。
- (18) 第14条第2項(第23条第2項において 準用する場合を含む。) の規定による登記 の嘱託に関すること。
- (19) 第14条第3項(第23条第2項において 準用する場合を含む。)の規定による届出 の受理及び登記の嘱託に関すること。
- (20) 第19条の規定による認可に関すること
- (21) 第22条第2項の規定による意見の聴取 に関すること。
- (22) 第22条第4項の規定による公告及び登 記所への書面の送付に関すること。

6の5 森林組合法 (昭和53年法律第36号) に | 宮崎市、都 よる次の事務 (その地区が右欄の市町村の区 | 城市及び日 域内である生産森林組合に係るものに限る。

(1) 第99条の10の規定による届出の受理に 関すること。

(2) 第 100条第2項において準用する第61 条第2項の規定による認可に関すること。

- (3) 第 100条第2項において準用する第61 条第3項において準用する第78条第2項の 規定による報告の徴収に関すること。
- (4) 第 100条第2項において進用する第61 条第3項において準用する第80条第1項の 規定による通知に関すること。
- (5) 第100条第2項において準用する第61 条第3項において準用する第80条第2項後 段の規定による請求の受理に関すること。
- (6) 第 100条第2項において準用する第61 条第3項において準用する第80条第5項後 段において準用する同条第2項後段の規定 による請求の受理に関すること。
- (7) 第 100条第2項において準用する第61 条第4項の規定による届出の受理に関する こと。

(8) 第 100条第3項において準用する第78

南市

- 条第1項の規定による認可に関すること。
- (9) 第 100条第 3 項において準用する第78 条第 2 項の規定による報告の徴収に関する こと。
- (10) 第 100条第 3 項において準用する第80 条第 1 項の規定による通知に関すること。
- (11) 第 100条第3項において準用する第80 条第2項後段の規定による請求の受理に関 すること。
- (12) 第 100条第 3 項において準用する第80 条第 5 項後段において準用する同条第 2 項 後段の規定による請求の受理に関すること
- (13) 第 100条第4項において準用する第83 条第2項の規定による認可に関すること。
- (14) 第 100条第4項において準用する第83 条第3項において準用する第78条第2項の 規定による報告の徴収に関すること。
- (15) 第 100条第4項において準用する第83 条第3項において準用する第80条第1項の 規定による通知に関すること。
- (16) 第 100条第4項において準用する第83 条第3項において準用する第80条第2項後 段の規定による請求の受理に関すること。
- (17) 第 100条第4項において準用する第83 条第3項において準用する第80条第5項後 段において準用する同条第2項後段の規定 による請求の受理に関すること。
- (18) 第 100条第4項において準用する第83 条第5項の規定による届出の受理に関する こと。
- (19) 第 100条第4項において準用する第84 条第2項の規定による認可に関すること。
- (20) 第 100条第4項において準用する第84 条第3項において準用する第78条第2項の 規定による報告の徴収に関すること。
- (21) 第 100条第4項において準用する第84 条第3項において準用する第80条第1項の 規定による通知に関すること。
- (22) 第 100条第4項において準用する第84 条第3項において準用する第80条第2項後 段の規定による請求の受理に関すること。
- (23) 第 100条第4項において準用する第84 条第3項において準用する第80条第5項後 段において準用する同条第2項後段の規定 による請求の受理に関すること。
- (24) 第 110条第1項の規定による報告の徴収又は提出の命令に関すること。
- (25) 第 111条第1項の規定による検査に関すること。
- (26) 第 111条第 2 項の規定による検査に関すること。
- (27) 第 113条第1項の規定による措置命令 に関すること。

- 条第1項の規定による認可に関すること。
- (9) 第 100条第3項において準用する第78 条第2項の規定による報告の徴収に関する こと。
- (10) 第 100条第 3 項において準用する第80 条第 1 項の規定による通知に関すること。
- (11) 第 100条第3項において準用する第80 条第2項後段の規定による請求の受理に関 すること。
- (12) 第 100条第3項において準用する第80 条第5項後段において準用する同条第2項 後段の規定による請求の受理に関すること
- (13) 第 100条第4項において準用する第83 条第2項の規定による認可に関すること。
- (14) 第 100条第4項において準用する第83 条第3項において準用する第78条第2項の 規定による報告の徴収に関すること。
- (15) 第 100条第4項において準用する第83 条第3項において準用する第80条第1項の 規定による通知に関すること。
- (16) 第 100条第4項において準用する第83 条第3項において準用する第80条第2項後 段の規定による請求の受理に関すること。
- (17) 第 100条第4項において準用する第83 条第3項において準用する第80条第5項後 段において準用する同条第2項後段の規定 による請求の受理に関すること。
- (18) 第 100条第4項において準用する第83 条第5項の規定による届出の受理に関する こと。
- (19) 第 100条第4項において準用する第84 条第2項の規定による認可に関すること。
- (20) 第 100条第4項において準用する第84 条第3項において準用する第78条第2項の 規定による報告の徴収に関すること。
- (21) 第 100条第4項において準用する第84 条第3項において準用する第80条第1項の 規定による通知に関すること。
- (22) 第 100条第4項において準用する第84 条第3項において準用する第80条第2項後 段の規定による請求の受理に関すること。
- (23) 第 100条第4項において準用する第84 条第3項において準用する第80条第5項後 段において準用する同条第2項後段の規定 による請求の受理に関すること。
- (24) 第 110条第1項の規定による報告の徴収又は提出の命令に関すること。
- (25) 第 111条第1項の規定による検査に関すること。
- (26) 第 111条第 2 項の規定による検査に関すること。
- (27) 第 113条第1項の規定による措置命令 に関すること。

- (28) 第 113条第2項の規定による業務の停 止命令又は役員の改選命令に関すること。
- (29) 第 114条の規定による解散命令に関す ること。
- (30) 第 114条の 2 第 1 項の規定による官報 への掲載に関すること。
- (31) 第 115条第1項 (同条第2項において 準用する場合を含む。) の規定による議決 、選挙及び当選の取消しに関すること。

「略]

7の4 [略]

- (28) 第 113条第 2 項の規定による業務の停 止命令又は役員の改選命令に関すること。
- (29) 第 114条の規定による解散命令に関す ること。
- (30) 第 114条の 2 第 1 項の規定による官報 への掲載に関すること。
- (31) 第 115条第1項 (同条第2項において 準用する場合を含む。) の規定による議決 、選挙及び当選の取消しに関すること。

「略]

# 7の4

- 7の5 特定化学物質の環境への排出量の把握 等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成 11年法律第86号) による次の事務
  - (1) 第5条第3項の規定による届出の受理 及び意見の付与に関すること。
  - (2) 第6条第3項の規定による通知の受理 に関すること。
  - (3) 第7条第2項の規定による通知の受理 に関すること。
  - (4) 第7条第3項の規定による通知の受理 に関すること。
  - (5) 第7条第5項の規定による説明の要求 に関すること。
  - (6) 第8条第2項の規定による通知の受理 に関すること。
  - (7) 第8条第4項の規定による通知の受理 <u>に関すること。</u>
  - (8) 第8条第5項の規定による集計及び公 表に関すること。
  - (9) 第13条の規定による資料の要求及び意 見の陳述に関すること。

7の6 特定化学物質の環境への排出量の把握 宮崎市 等及び管理の改善の促進に関する法律施行規 則(平成13年内閣府、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土 交通省、環境省令第1号) による次の事務

- (1) 第12条第1項の規定による届出の受理 に関すること。
- (2) 第12条第2項の規定による通知に関す
- (3) 第12条第3項の規定による届出の受理 <u>に関すること。</u>
- (4) 第12条第4項の規定による使用の停止 に関すること。

「略]

- 8の2 保健師助産師看護師法施行令(昭和28 宮崎市及び 年政令第 386号) による次の事務 都城市
  - (1) 第1条の3第1項の規定による申請の 受理に関すること。

「略]

- (2) 第1条の3第2項の規定による申請の 受理に関すること。
- (3) 第3条第3項の規定による申請の受理 に関すること。

8の2 保健師助産師看護師法施行令(昭和28 宮崎市、都 年政令第386号) による次の事務

(1) 第1条の3第1項の規定による申請の | 岡市 受理に関すること。

(2) 第1条の3第2項の規定による申請の 受理に関すること。

(3) 第3条第3項の規定による申請の受理 に関すること。

城市及び延

宮崎市

(4) 第3条第5項の規定による申請の受理		(4) 第3条第5項の規定による申請の受理
に関すること。		に関すること。
(5) 第4条第2項の規定による申請の受理		(5) 第4条第2項の規定による申請の受理
に関すること。		に関すること。
(6) 第4条第3項の規定による申請の受理		(6) 第4条第3項の規定による申請の受理
に関すること。		に関すること。
(7) 第5条第1項の規定による申請の受理		(7) 第5条第1項の規定による申請の受理
に関すること。		に関すること。
(8) 第5条第2項の規定による申請の受理		(8) 第5条第2項の規定による申請の受理
に関すること。		に関すること。
(9) 第6条第2項の規定による申請の受理		(9) 第6条第2項の規定による申請の受理
に関すること。		に関すること。
(10) 第6条第4項の規定による申請の受理		(10) 第6条第4項の規定による申請の受理
に関すること。		に関すること。
(11) 第7条第2項の規定による申請の受理		(11) 第7条第2項の規定による申請の受理
に関すること。		に関すること。
(12) 第7条第5項の規定による免許証の返		(12) 第7条第5項の規定による免許証の返
納の受理に関すること。		納の受理に関すること。
(13) 第7条第6項の規定による免許証の返		(13) 第7条第6項の規定による免許証の返
納の受理に関すること。		納の受理に関すること。
(14) 第8条第2項の規定による免許証の返		(14) 第8条第2項の規定による免許証の返
納の受理に関すること。		納の受理に関すること。
(15) 第8条第4項の規定による免許証の返		(15) 第8条第4項の規定による免許証の返
納の受理に関すること。		納の受理に関すること。
(16) 第8条第5項の規定による免許証の返		(16) 第8条第5項の規定による免許証の返
納の受理に関すること。		納の受理に関すること。
8の3 保健師助産師看護師法施行規則(昭和	宮崎市 <u>及び</u>	8の3 保健師助産師看護師法施行規則(昭和 宮崎市、都
26年厚生省令第34号)による次の事務	都城市	26年厚生省令第34号)による次の事務 <u>城市及び延</u>
(1) 第27条の規定による受験願書の受理に		(1) 第27条の規定による受験願書の受理に   <u>岡市</u>
関すること。		関すること。
(2) 第30条第1項の規定による申請の受理		(2) 第30条第1項の規定による申請の受理
に関すること。	In the Large and	に関すること。
8の4 民生委員法(昭和23年法律第 198号)	都城市及び	
第20条第1項の規定による民生委員協議会を	<u> 日南市</u>	第20条第1項の規定による民生委員協議会を 岡市、日南
組織する区域の設定に関する事務(民生委員		組織する区域の設定に関する事務(民生委員 市及び串間
協議会の数の変更を伴わないものに限る。)		協議会の数の変更を伴わないものに限る。)   直
[略]	chut + T 4K	1000 石水市水の終末人四ルフが新田は用土 (学妹子 切)
12の2 行政事務の簡素合理化及び整理に関す	宮崎市及び	
る法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第	都城市	る法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第 城市及び延
6項の規定によりなおその効力を有すること		6項の規定によりなおその効力を有すること   岡市
とされる同法第22条の規定による改正前の診		とされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法(昭
療放射線技師及び診療エツクス線技師法(昭		
和26年法律第 226号) による次の事務		
(1) 第8条第3項の規定による免許証の返納の受理に関すること。		(1) 第8条第3項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
		(2) 第11条の規定による免許証の返納の受
(2) 第11米の別定による光計証の返納の受理に関すること。		理に関すること。
12の3 診療放射線技師及び診療エツクス線技	宮崎市及び	
師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年	都城市	師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年 城市及び延
政令第 286号) 附則第3項の規定によりなお	HI- //VIII	政令第 286号) 附則第 3 項の規定によりなお 岡市
その効力を有することとされる同令による改		その効力を有することとされる同令による改
正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技		正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技
師法施行令(昭和28年政令第 385号)による		師法施行令(昭和28年政令第 385号)による
次の事務		次の事務

# 宮 崎 県 公 報

(1) 第1条の規定による申請の受理に関す			(1) 第1条の規定による申請の受理に関す	
ること。			ること。	
(2) 第1条の3第1項の規定による申請の			(2) 第1条の3第1項の規定による申請の	
受理に関すること。			受理に関すること。	
(3) 第2条第1項の規定による申請の受理			(3) 第2条第1項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(4) 第3条第1項の規定による申請の受理			(4) 第3条第1項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(5) 第4条第1項の規定による申請の受理			(5) 第4条第1項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
			12の4 診療放射線技師法(昭和26年法律第 2	宮崎市
			26号)第28条第2項の規定による照射録の徴	
			収及び検査に関する事務	
12の4   診療放射線技師法施行令(昭和28年政	宮崎市 <u>及び</u>		<u>12の5</u> 診療放射線技師法施行令(昭和28年政	宮崎市、都
令第 385号) による次の事務	都城市		令第 385号) による次の事務	城市及び延
(1) 第1条の2の規定による申請の受理に			(1) 第1条の2の規定による申請の受理に	岡市
関すること。			関すること。	
(2) 第1条の4第2項の規定による申請の			(2) 第1条の4第2項の規定による申請の	
受理に関すること。			受理に関すること。	
(3) 第2条第1項の規定による申請の受理			(3) 第2条第1項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(4) 第3条第2項の規定による申請の受理			(4) 第3条第2項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(5) 第4条第1項の規定による申請の受理			(5) 第4条第1項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
<u>12の5</u> [略]	T	4 I F	<u>12の6</u> [略]	
1206 医師法施行令(昭和28年政令第 382号	宮崎市 <u>及び</u>		1207 医師法施行令(昭和28年政令第 382号	宮崎市、都
)による次の事務	都城市		)による次の事務	城市及び延
(1) 第3条の規定による申請の受理に関す			(1) 第3条の規定による申請の受理に関す	<u>岡市</u>
ること。			ること。 (2) # 5 # # 2 # 5 # H か 2 * 7 中 表 2 # 7 # 1	
(2) 第5条第2項の規定による申請の受理			(2) 第5条第2項の規定による申請の受理	
に関すること。 (2) 数 6 条 数 1 面 の 担			に関すること。	
(3) 第6条第1項の規定による申請の受理   に関すること。			(3) 第6条第1項の規定による申請の受理	
			に関すること。 (4) 第8条第2項の規定による申請の受理	
(4) 泉る朱泉と頃の別走による中間の文理 に関すること。			(4) 泉る朱泉と頃の死走による中間の支煙に関すること。	
			(5) 第9条第2項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
			(6) 第9条第5項の規定による免許証の返	
			納の受理に関すること。	
			(7) 第10条第1項の規定による免許証の返	
			納の受理に関すること。	
(8) 第10条第2項の規定による免許証の返			(8) 第10条第2項の規定による免許証の返	
納の受理に関すること。			納の受理に関すること。	
12の7 [略]		1	12の8 [略]	
12の8 歯科医師法施行令(昭和28年政令第 3	宮崎市及び		12の9 歯科医師法施行令(昭和28年政令第 3	宮崎市、都
83号) による次の事務	都城市		83号) による次の事務	城市及び延
(1) 第3条の規定による申請の受理に関す			(1) 第3条の規定による申請の受理に関す	岡市
ること。			ること。	
			(2) 第5条第2項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(3) 第6条第1項の規定による申請の受理			(3) 第6条第1項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(4) 第8条第2項の規定による申請の受理			(4) 第8条第2項の規定による申請の受理	
11 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1			

に関すること。

- (5) 第9条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
- (6) 第9条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (7) 第10条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (8) 第10条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。

12の9 [略]

[略]

- 13の2 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第 宮崎市及び 228号) による次の事務 都城市
  - (1) 第1条の規定による申請の受理に関す ること。
  - (2) 第3条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (3) 第4条第1項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (4) 第5条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (5) 第6条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (6) 第6条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
  - (7) 第7条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
  - (8) 第7条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。

[略]

- 13の5 臨床検査技師、衛生検査技師等に関す 宮崎市及び る法律施行令の一部を改正する政令(平成18 | 都城市 年政令第70号) 附則第2条第1項の規定によ りなおその効力を有することとされる同令に よる改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等 に関する法律施行令(昭和33年政令第226号 ) による次の事務
  - (1) 第3条の規定による申請の受理に関す ること。
  - (2) 第5条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (3) 第6条第1項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (4) 第7条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (5) 第8条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (6) 第8条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
  - (7) 第9条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
  - (8) 第9条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- 13の6 臨床検査技師等に関する法律施行令( 宮崎市及び

に関すること。

- (5) 第9条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
- (6) 第9条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (7) 第10条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (8) 第10条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。

<u>12の10</u> [略]

[略]

13の2 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第 228号) による次の事務

城市及び延 岡市

宮崎市、都

城市及び延

岡市

- (1) 第1条の規定による申請の受理に関す ること。
- (2) 第3条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
- (3) 第4条第1項の規定による申請の受理 に関すること。
- (4) 第5条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
- (5) 第6条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
- (6) 第6条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (7) 第7条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
- (8) 第7条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。

[略]

- 13の5 臨床検査技師、衛生検査技師等に関す 宮崎市、都 る法律施行令の一部を改正する政令(平成18 年政令第70号) 附則第2条第1項の規定によ りなおその効力を有することとされる同令に よる改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等 に関する法律施行令(昭和33年政令第 226号 ) による次の事務
  - (1) 第3条の規定による申請の受理に関す ること。
  - (2) 第5条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (3) 第6条第1項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (4) 第7条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (5) 第8条第2項の規定による申請の受理 に関すること。
  - (6) 第8条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
  - (7) 第9条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。
  - (8) 第9条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。

13の6 臨床検査技師等に関する法律施行令(|宮崎市、都

**- 19 -**

昭和33年政令第 226号)による次の事務 (1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (3) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (4) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (5) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (6) 第6条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。	都城市	昭和33年政令第 226号)による次の事務 (1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (3) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (4) 第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (5) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (7) 第7条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (8) 第7条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。
[略] 13の8 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務 (1)第3条の規定による申請の受理に関すること。 (2)第5条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (3)第6条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (4)第8条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (5)第9条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (6)第9条第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (7)第10条第1項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (8)第10条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 (8)第10条第2項の規定による免許証の返納の受理に関すること。	宮崎市及び都城市	「略]   13の8 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号   宮崎市、都
納の受理に関すること。  13の9 理学療法士及び作業療法士法施行令( 昭和40年政令第327号)による次の事務 (1) 第1条の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第3条第2項の規定による申請の受理 に関すること。 (3) 第4条第1項の規定による申請の受理 に関すること。 (4) 第5条第2項の規定による申請の受理 に関すること。 (5) 第6条第2項の規定による申請の受理 に関すること。 (6) 第6条第5項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。 (7) 第7条第1項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。 (8) 第7条第2項の規定による免許証の返 納の受理に関すること。	宮崎市 <u>及び</u> 都城市	納の受理に関すること。

13の10 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第	宮崎市及び		13の10 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第	宮崎市、都
246号) による次の事務	都城市		246号) による次の事務	<u>城市及び延</u>
(1) 第1条の規定による申請の受理に関す	H1200(1)		(1) 第1条の規定による申請の受理に関す	
(1) 第1末の別定による中間の文型に関すること。			ること。	111111
(2) 第3条第2項の規定による申請の受理			(2) 第3条第2項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(3) 第4条第1項の規定による申請の受理			(3) 第4条第1項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(4) 第5条第2項の規定による申請の受理			(4) 第5条第2項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(5) 第6条第2項の規定による申請の受理			(5) 第6条第2項の規定による申請の受理	
に関すること。			に関すること。	
(6) 第6条第5項の規定による免許証の返			(6) 第6条第5項の規定による免許証の返	
納の受理に関すること。			納の受理に関すること。	
(7) 第7条第1項の規定による免許証の返			(7) 第7条第1項の規定による免許証の返	
納の受理に関すること。			納の受理に関すること。	
(8) 第7条第2項の規定による免許証の返			(8) 第7条第2項の規定による免許証の返	
			(0) // // // // // // // // // // // // //	
納の受理に関すること。			納の受理に関すること。	
[略]			[略]	
18 [略]			18 [略]	abadda 1:
			18の2 クリーニング業法施行規則(昭和25年	<u>宮崎市</u>
			厚生省令第35号) による次の事務	
			(1) 第3条の規定による受験願書の受理に	
			関すること。	
			(2) 第4条の規定による申請の受理に関す	
			<u>ること。</u>	
			(3) 第6条第1項の規定による申請の受理	
			に関すること。_	
			(4) 第6条第2項の規定による免許証の提	
			出の受理に関すること。	
			(5) 第8条の規定による申請の受理に関す	
			ること。	
			(6) 第9条の規定による免許証の返納の受	
			理に関すること。	
			(7) 第10条第1項の規定による申請の受理	
			に関すること。	
			(8) 第10条第2項の規定による免許証の返	
	T		納の受理に関すること。	
18の2 水道法(昭和32年法律第 177号)によ	都城市、延		<u>18の3</u> 水道法(昭和32年法律第 177号)によ	都城市、延
る次の事務	岡市、日向		る次の事務	岡市、日向
(1) 第36条第3項の規定による必要な措置	市、えびの		(1) 第36条第3項の規定による必要な措置	市、えびの
の指示に関すること。	市、高原町		の指示に関すること。	市、高原町
(2) 第37条の規定による給水停止命令((	、国富町、		(2) 第37条の規定による給水停止命令((	、国富町、
1) の事務に係るものに限る。) に関する	木城町、門		1) の事務に係るものに限る。) に関する	木城町 <u>、川</u>
	川町 <u>及び美</u>		こと。	南町、都農
(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収	郷町		(3) 第39条第3項の規定による報告の徴収	町、門川町
及び立入検査に関すること。			及び立入検査に関すること。	、椎葉村、
			775 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 - 177 -	美郷町及び
				日之影町
		1	18の4 [略]	<u>п (~ Ж/н)</u>
	如 44 4			≠7+A-1: 7-1
18の4 母子保健法(昭和40年法律第 141号) 第10名の母母はよれる日間の英語は関する東京	都城市、延		1805 母子保健法(昭和40年法律第 141号) 第10名の出党はよる日出の英間は関する事務	都城市、延
第18条の規定による届出の受理に関する事務	岡市、日南		第18条の規定による届出の受理に関する事務	岡市、日南
	市、小林市			市、小林市
	、日向市、			、日向市 <u>、</u>

平成 21 年 12 月 18 日 (金曜日) 号外 第 83	3 号	呂	<b>一</b>	<del>県 :</del>	公	辛拉	
	国富町、綾						えびの市、
	町、都農町						<u>高原町</u> 、国
	、門川町、						富町、綾町
	諸塚村、椎						、都農町、
	葉村、美郷						門川町、諸
	町、高千穂						塚村、椎葉
	町、日之影						村、美郷町
	町及び五ヶ						、高千穂町
	瀬町						、日之影町
	NSC 3						及び五ヶ瀬
							町
18の5~18の13 [略]			1806~	19014	「略]		H-1
				<u>16♥月14</u> [略]	[ME]		
<u>18の14</u> [略]			18Ø15		1 4n 人 3	去(昭和22年法律第 132	都城市
						会 (昭和22年伝年第 132 (その地区が右欄の市町	11/火川
					) る農	<u>事組合法人に係るものに</u>	
			限る。)		10 =	o 和力)。1. v == 2 ==	
					)12の (	6の規定による選任に関	
				こと。		- M H	
						8第3号の規定による報	
				受理に関			
			(3)	第72条の	)13第2	2項の規定による届出の	
			受理	に関する	こと。	_	
			(4)	第72条の	)16第4	4項の規定による届出の	
			受理	に関する	こと。	_	
			(5)	第72条の	)17第2	2項の規定による届出の	
			受理	に関する	こと。	_	
			(6)	第72条の	)18第:	3 項の規定による届出の	
			受理	に関する	こと。	_	
			(7)	第72条の	18の 9	9第3項の規定による裁	
			<u>判所:</u>	からの意	見の耳	徳取又は調査の受託に関	
			する	こと。			
			(8)	第72条の	)18の 9	9第4項の規定による意	
			見の	陳述に関	するこ	こと。	
			(9)	第72条の	018の1	 0の規定による届出の受	
			理に	関するこ	と。		
			(10)	第73条の	 ⊃12の♯	規定による届出の受理に	
				ること。		<u> </u>	
						の規定による登記の嘱託	
				<del>ルの水水</del> すること		- 25 G - 25 PG - 2 MARG	
						の規定による報告の徴収	
						関すること。	
			-			の規定による検査に関す	
			<u>(13)</u> るこ		· 4 · 欠 ·	ノルルによる7次上に対り	
					红面/	の規定による措置命令に	
						ノが化による1日世町下に	
				<u>ること。</u>	_	7.担与にトラ要数の店!	
						の規定による業務の停止	
						選命令に関すること。 日本による知味なるに問	
					ノンのま	見定による解散命令に関	
				<u>こと。</u>		a company to the state of the s	
						1項の規定による官報へ	
				載に関す			
18の15   青年等の就農促進のための資金の貸付	各市町村_(					足進のための資金の貸付	各市町村
け等に関する特別措置法(平成7年法律第2	高鍋町及び		け等に	関する特	<b>护別措</b> 責	置法(平成7年法律第2	

都城市、延

岡市及び日

向市

宮崎!	果 公 報	平成 21 年 12 月 18 日 (金曜日)
号) による次の事務	新富町を除	号) による次の事務
(1) 第4条第1項の規定による申請の受理	<u> </u>	(1) 第4条第1項の規定による申請の受
に関すること。		に関すること。
(2) 第4条第4項の規定による申請の受理		(2) 第4条第4項の規定による申請の受
に関すること。		に関すること。
[略]		[略]
4 土地区画整理法による次の事務(同法第3	都城市、延	24 土地区画整理法による次の事務(同法第
条第1項 <u>又は第2項</u> の規定により個人施行者	岡市及び日	条第1項 <u>から第3項まで</u> の規定により個人
(市長が個人施行者となるものを除く。) <u>又</u>	向市	行者(市長が個人施行者となるものを除く
は土地区画整理組合が施行する土地区画整理		) <u>、土地区画整理組合又は区画整理会社</u> が
事業(1の市の区域に属するものに限る。)		行する土地区画整理事業 (1の市の区域に
に係るものに限る。)		するものに限る。)に係るものに限る。)
(1) [略]		(1) [略]
(2) 第9条第3項の規定による施行者の氏		(2) 第9条第3項(第10条第3項におい
名等の公告及び国土交通大臣への図書の送		<u>準用する場合を含む。)</u> の規定による施
付に関すること。		者の氏名等の公告及び国土交通大臣への
		書の送付に関すること。
(3)~(9) [略]		(3)~(9) [略]
		(10) 第14条第2項の規定による組合設立
		認可に関すること。
		(11) 第14条第3項の規定による事業計画
		認可に関すること。
<u>(10)</u> ~ <u>(14)</u> [略]		<u>(12)</u> ∼ <u>(16)</u> [略]
		(17) 第21条第4項の規定による組合の名
		等の公告に関すること。
		(18) 第28条第8項の規定による事業報告
		、収支決算書及び財産目録の受理に関す
		<u>こと。</u>
<u>(15)</u> ~ <u>(18)</u> [略]		<u>(19)</u> ~ <u>(22)</u> [略]
		(23) 第39条第5項の規定による定款又は
		業基本方針の変更に係る事項の公告に関
		<u>ること。</u>
(19)~ $(21)$ [略]		(24)∼(26) [略]
		(27) 第51条の2第1項の規定による区画
		理会社施行の認可に関すること。
		において準用する場合を含む。)の規定
	1 1 1	
		よる規準及び事業計画の縦覧に関するこ
		よる規準及び事業計画の縦覧に関するこ。 。

- 耳務
- 項の規定による申請の受理
- 項の規定による申請の受理
- 去による次の事務(同法第3 3項までの規定により個人施 (施行者となるものを除く。 **埋組合又は区画整理会社が施** 整理事業 (1の市の区域に属
  - 3項(第10条第3項において と含む。)の規定による施行 公告及び国土交通大臣への図 すること。
  - 佫]
  - 2項の規定による組合設立の
  - 3項の規定による事業計画の
  - 各
  - 1項の規定による組合の名称 すること。
  - 3項の規定による事業報告書 及び財産目録の受理に関する

  - 5 項の規定による定款又は事 変更に係る事項の公告に関す
  - 各]
  - 2第1項の規定による区画整 <u>忍可に関すること。</u>
  - 3 第 1 項(第51条の10第 2 項 トる場合を含む。) の規定に 事業計画の縦覧に関すること
  - 第51条の8第2項(第51条の10第2項 において準用する場合を含む。)の規定に よる意見書の受理に関すること。
  - (30) 第51条の8第3項(第51条の10第2項 において準用する場合を含む。)の規定に よる意見書の処理に関すること。
  - (31) 第51条の8第5項(第51条の10第2項 において準用する場合を含む。) の規定に よる申告の受理、規準及び事業計画の縦覧 並びに意見書の受理及び処理に関すること

(32) 第51条の9第3項(第51条の10第2項 及び第51条の11第2項において準用する場 合を含む。) の規定による施行者の名称等 の公告及び国土交通大臣への図書の送付に 平成 21 年 12 月 18 日 (金曜日) 号外 第 83 号

# 宮崎県公報

関すること。 (33) 第51条の10第1項の規定による規準又 は事業計画の変更の認可に関すること。 (34) 第51条の11第1項の規定による区画整 理会社の合併若しくは分割又は土地区画整 理事業の譲渡及び譲受けの認可に関するこ (35) 第51条の13第1項の規定による区画整 理会社施行の廃止又は終了の認可に関する (36) 第51条の13第4項において準用する第 51条の9第3項の規定による施行者の名称 等の公告に関すること。 (22)  $\sim$  (34) [略]  $(37) \sim (49)$  [略] (50) 第 125条の2第1項の規定による区画 整理会社に対する施行の検査に関すること (51) 第 125条の2第2項の規定による区画 整理会社に対する施行の検査に関すること (52) 第 125条の 2 第 3 項の規定による区画 整理会社に対する措置命令に関すること。 (53) 第 125条の 2 第 4 項の規定による区画 整理会社の施行の認可の取消しに関するこ (54) 第 125条の2第5項の規定による区画 整理会社の施行の認可の取消しの公告に関 すること。 (35)[略] (55) [略] [略] [略]

附則

この条例中第1条の規定は平成22年3月23日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表2の項、3の項、 8の2の項及び13の8の項の改正規定は公布の日から、同表19の2の項の改正規定(「及び清武町」を削る部分を除く。)は公布の日から 起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 宮崎県条例第53号

# 宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例

第1条 大規模地震等の災害時における適切な医療提供体制の維持を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 241条の規定に基づ き、宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替 えて運用することができる。

(処分)

- 第6条 基金は、医療施設の耐震化整備事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第54号

(客引き行為の禁止)

# 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例(平成11年宮崎県条例第74号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

は衣服を捕らえること、所持品を取り上げることその他の不安等 <u>を覚えさせるような方法により、執ように客引き</u>をしてはならな 改正後

(客引き行為等の禁止)

- 第4条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>身体又</u> 第4条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、<u>次の各</u> 号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 次に掲げる行為について、客引き(ウに掲げる行為に係る 利用者に対する勧誘を含む。)をすること。
    - ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこ れらを仮装したものの観覧、販売又は提供
    - イ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食 をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
    - ウ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰 囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食させる営業 に関する情報の提供
    - 工 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)に おいて専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装した
  - (2) 前号ア又はイに掲げる行為(同号イに掲げる行為について は、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体に 接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。)に ついて、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品 を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
  - (3) 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で <u>、客引きをし、又は客待ちをすること。</u>
  - (4) 次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。 ア 人の性的好奇心をそそる行為
    - イ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなす行為
  - (5) 第1号、第3号及び前号に掲げるもののほか、人の身体又 <u>は衣服を捕らえること、所持品を取り上げるこ</u>とその他の不安 等を覚えさせるような方法により、執ように客引きをし、又は 役務に従事するよう勧誘すること。
  - 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前 項の規定に違反する行為をさせてはならない。
  - 3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、第1項第1 号イ、ウ又はエに掲げる行為(同号イに掲げる行為については、 当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し 、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。) について、 人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、 若しくは提示して客又は利用者となるよう誘引してはならない。
  - 4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると認められ る者に対し、当該誘引を行うことをやめるべきことその他の当該

できる。

5 何人も、第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる行為(以下 「客引き等」という。)の状況等を勘案してこの項の規定による 規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則 で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、 公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を 待ってはならない。

違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることが

- 6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき 者を待っていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方と なるべき者を待つことをやめるべきことその他の当該違反を是正 するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (間間)
- 第6条 <u>第2条から前条まで</u>の規定<u>のいずれか</u>に違反した者は、6 | 第6条 <u>第2条又は前条</u>の規定に違反した者は、6月以下の懲役又 は50万円以下の罰金に処する。
  - 00万円以下の罰金に処する。
  - 第7条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役、20万円以 下の罰金又は拘留に処する。
  - 2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する。
  - 第8条 第4条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金 に処する。
  - 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は1 00万円以下の罰金に処する。
  - 第9条 第4条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又 は拘留若しくは科料に処する。
  - 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する。
  - 第10条 第4条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、 30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
  - 第11条 第4条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、 20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 (両罰規定)
  - 第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他 の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第8条第1項、第9 条第1項、第10条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰 するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

- 月以下の懲役、20万円以下の罰金又は拘留に処する。
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50 2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は 1 万円以下の罰金に処する。

(罰則)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。